

津市告示第262号

下記の者の書類は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年10月14日

津市長 前 葉 泰 幸



記

氏名	送達する書類
MONIRUZZAMA N S M	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和8年8月19日付け津市収税第5085号）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。